

北九州市自殺対策計画 評価・見直し【第3回】 概要

1 北九州市自殺対策計画について

- 名称：北九州市自殺対策計画（平成29年5月策定）
- 計画期間：平成29年度～令和8年度（10年間）
- 位置づけ：① 自殺対策基本法第13条に定める「市町村自殺対策計画」
② 「元気発進！北九州」プランの分野別計画
- 基本理念：「自分らしく生きる喜びを実感できるまち・北九州」
- 数値目標：自殺死亡率（※1）（平成27年）19.04 → （令和8年）13.33
※1 人口10万人あたりの自殺者数
- 指標：地域の健康度（※2）（平成27年）15.1% → （令和8年）13.59%
※2 悩みやストレスなどを、だれかに相談したり、助けを求めたりすることが恥ずかしいと「思う」者の割合

2 評価・見直しの考え方について

自殺対策基本法又は自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向もふまえ、必要に応じて見直す。

- 時期：2年ごとに実施。令和元年・令和3年に続き3回目。
- 方法：関係機関・団体で構成する「北九州市自殺対策連絡会議」において協議

3 評価・見直しについて

(1) 数値目標・指標

- 数値目標：自殺死亡率 変更なし（引き続き13.33とする）
- 指標：地域の健康度 令和2年7月の実態調査で目標を達成（12.9%）しており、今回変更（平成27年）15.1%→（令和8年）12.08%。

(2) 計画掲載事業の実施状況

終了した事業を除き、全て継続して取り組み中

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大による事業実施への影響

- ・参加人数や開催回数の減少、事業内容の変更（オンライン等の活用）、中止などの影響
- ・一方では、相談事業は件数が増加

(4) 重点的な取組の視点についての主な課題

- ・若年や女性の自殺者数の増加が大きいため、特性を踏まえアプローチするために、国や関係機関と連携し、より一層丁寧に対応していく必要がある。
- ・医療機関だけでなく教育機関等で把握した自殺未遂者について支援を実施する必要がある。
- ・自殺の要因は複雑に絡んでおり、さらに関係機関が連携し、支援する体制の充実が必要。

(5) 見直しについて

現在実施している取組を着実に継続していくとともに、下記のとおり充実・強化する。

- 若年層：ゲートキーパー研修の充実、SNSを活用した広報の実施、ヤングケアラーへの支援（追加）
- 自殺未遂者：対応困難な若者の事案について、大学等との連携による支援の充実
- 関係者や関係機関との連携、相談窓口の連携、ゲートキーパー研修の養成：重層的支援体制整備事業（追加）